

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第50号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則（平成18年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (職員の職務発明等に関する規則の廃止) 2 略 <u>(職員の職務発明等に関する規則の廃止に伴う経過措置)</u> 3 <u>この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に出願が受理された特許に係る職務発明については、廃止前の職員の職務発明等に関する規則（以下「旧規則」という。）第9条から第13条までの規定（旧規則第16条において準用する場合を含む。）は、施行日以後も、なおその効力を有する。</u> 4 <u>旧規則の規定によりされた手続その他の行為（条例附則第2項又は第3項の規定により条例の規定が適用される職務発明等に係るものに限る。）は、条例及びこの規則の相当する規定によりされた手続その他の行為とみなす。</u> (この規則の失効) 5 略	附 則 (施行期日) 1 略 (職員の職務発明等に関する規則の廃止) 2 略 <u>(職員の職務発明等に関する規則の廃止に伴う経過措置)</u> 3 <u>前項の規定による廃止前の職員の職務発明等に関する規則の規定によりされた手続その他の行為（条例附則第2項又は第3項の規定により条例の規定が適用される職務発明等に係るものに限る。）は、条例及びこの規則の相当する規定によりされた手続その他の行為とみなす。</u> (この規則の失効) 4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。